資料２

持続可能で活力ある日本と地域を実現するための提言

全国知事会は、持続可能で活力に富んだ新しい日本社会を実現するため、以下に記した項目の実施が必要不可欠と考えており、これらを選挙公約等に盛り込んでいただくよう強く申し入れます。

令和６年９月　全国知事会

【重点項目】

我が国が抱える重要な課題への対応として、特に次に挙げる事項を重要な施策として位置づけることを強く要望する。

Ⅰ．人口減少対策の推進

・　深刻化する人口減少問題に、国が責任を持って戦略的に挑戦するため、①東京一極集中を是正し、企業・大学の地方への移転・投資や移住定住を促進する社会減対策、②少子化に歯止めをかける自然減対策、③希望を持って住み続けることができる持続可能な地域づくりについて、真に実効ある政策を再構築し、国において政策を統括推進する司令塔の設置や地方との適切な役割分担により、強力に推進すること。司令塔の設置にあたっては、全国知事会の代表を加えるなど、地方との共同推進体制を構築すること。

Ⅱ．子ども・子育て政策の強化

・　子どもの医療費助成制度、幼児教育・保育の完全無償化、学校給食費、高等学校・大学等の授業料の無償化など、全国一律で行う施策については、地域間の差が生じないよう、地方負担分も含めて、国の責任において必要な財源を確実に措置すること。

Ⅲ．抜本的な地方分権の推進

・　国と地方の役割分担について、責任と権限の不一致を解消し、執行体制を踏まえて資源配分を行い、協力・連携して取り組む必要がある。このため、全国一律の基準で実施する事務のあり方を見直すことや、条例による法令の上書き権の設定、従うべき基準の廃止など国と地方の役割分担の見直しに向け、抜本的な地方分権を議論・検討する場（「国と地方の協議の場」の分野別の分科会など）を設置すること。

Ⅳ.公共インフラの地域間格差の早期是正や高速交通ネットワークの整備など分散型国づくりの推進

・　地方創生に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正を図るとともに、日本全体の成長につながる基盤整備を含めた分散型国づくりを戦略的に進めること。その中核であるリニア中央新幹線や北陸新

幹線などの整備新幹線については、一日も早い全線開業に向け必要な対応を行うとともに、高規格道路等の交通インフラのミッシングリンク解消やダブルネットワーク化、湾口部・海峡部等を連絡するプロジェクトの推進、地方空港・港湾の機能強化に加えて、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への早期格上げを図ること。

加えて、リニア中央新幹線の開業効果を最大限に引き出すための各種プロジェクトに対する支援を行うこと。

Ⅴ．気候変動対策の加速化

・ 「2050 年カーボンニュートラル」に向け、国が行う全ての政策に脱炭素の視点を取り入れること。また国の GX2040 ビジョンの策定並びにエネルギー基本計画及び地球温暖化対策計画の改定の検討に当たり、新たな温室効果ガス排出量の削減目標を設定する際には、あらゆる主体がオールジャパンで取組を加速できるよう現行の目標を上回る目標を設定すること。

Ⅵ．大規模災害への対応・対策の強化

・ 令和６年能登半島地震などの地震や風水害等の大規模災害からの復旧・復興について、「十分な財源の確保」、「人的支援の強化」、「各産業の早期再建に向けた支援」などに取り組むとともに、今後起こりうる大規模災害に備え、対応調整権限や予算措置権も含めて、災害への備えから復旧・復興までの一連の対策を担う体制を整備し、それを指揮する専任の大臣を置くこと。

Ⅶ．医療・福祉・介護人材の確保等

・ 地域における必要な医師等を確保し、偏在を解消するため、医学部入学定員の地域枠増員や地域医療に経済的インセンティブを付与するなど実効ある施策及び財政措置を講じること。また、福祉・介護の現場で働く方々の確実な収入引き上げに向け適切に制度設計するとともに、国において、財源確保も含め必要な措置を講じること。

Ⅷ．選択的夫婦別氏制度に係る議論の活性化

・ 結婚に際して、いずれか一方が必ず氏を改めなければならない現行法制度は、改氏をする側にとっては、職業や日常生活での不便・不利益、アイデンティティの喪失など、活躍を阻害する大きな要因の一つとなっているとの指摘があることから、選択的夫婦別氏制度に係る議論を加速させること。

Ⅸ．国民スポーツ大会の実施における地方自治体の財政負担等の軽減

・ 国民スポーツ大会の実施にあたって、都道府県・市区町村等の地方自治体の財政負担が非常に大きくなっている実情に鑑み、自治体の財政負担軽減に向けて財政負担のあり方等を検討すること。

1　人口減少対策の推進

① 人口戦略を総合的に推進する組織等の整備

・　深刻化する人口減少問題に、国が責任を持って戦略的に挑戦するため、①東京一極集中を是正し、企業・大学の地方への移転・投資や移住定住を促進する社会減対策、②少子化に歯止めをかける自然減対策、③希望を持って住み続けることができる持続可能な地域づくりについて、真に実効ある政策を再構築し、国において政策を統括推進する司令塔の設置や地方との適切な役割分担により、強力に推進すること。司令塔の設置にあたっては、全国知事会の代表を加えるなど、地方との共同推進体制を構築すること。

② 国民との連帯行動に向けた働きかけ

・　地域における社会減対策や保育・教育の無償化をはじめとする子ども・子育てにやさしい社会へ転換、持続可能な地域づくり対策などの重要課題について、国・地方のみならず、民間企業をはじめ様々な主体、国民が連携協力して、真に効果的な施策や運動を展開していくことが、希望ある未来へと繋がる筋道であることから、経済界・労働界・社会福祉団体・教育機関をはじめ広く国民が連帯して行動を起こすことができるよう働きかけること。

2　子ども・子育て政策の強化

① 子ども・子育て政策の強化と安定的財源の確保

・　子どもの医療費助成制度、幼児教育・保育の完全無償化、学校給食費、高等学校・大学等の授業料の無償化など、全国一律で行う施策については、地域間の差が生じないよう、地方負担分も含めて、国の責任において必要な財源を確実に措置すること。

・　地方がその実情に応じて行うサービスの提供などについては、創意工夫が活かせるよう、国の責任において、地方財政措置を含め地方財源について確実に措置すること。

② 全てのライフステージを通じた誰ひとり取り残さない子ども・子育て施策の推進

・　地域少子化対策重点推進交付金の更なる制度拡充や全国一律の子どもの医療費助成制度の創設、幼児教育・保育の完全無償化や放課後児童クラブ等、子どもの居場所の確保とそれらを支える保育士等の人材確保・処遇改善、高等学校・大学等の教育費の更なる負担軽減など、出会いから結婚、妊娠・出産、子育てまでの全てのライフステージを通じた切れ目ない支援を抜本的に強化すること。

・　貧困や虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラーや医療的ケア児などの困難な環境にある子どもを誰ひとり取り残さないよう、それらに携わる専門的人材の確保・育成を含む相談支援体制の強化や、多様な居場所や学びの場等の整備・運営に対する財政支援など、あらゆる対策を総合的に推進すること。

③ 教育施策との連携・推進

・　学校における働き方改革、教師の処遇改善、指導体制の充実、学習指導要領の見直しを一体的に推進すること。例えば、標準法における「乗ずる数」の見直しや加配定数の拡充を含む教職員定数の改善、中学校の学級編制標準の引下げ、支援スタッフの充実、部活動の地域移行・地域連携やＧＩＧＡスクール構想の推進など、あらゆる施策と十分な財政措置を講じること。また、学校給食費等について、国全体として学校給食費等の在り方を抜本的に整理した上で、国の責任で財源を含め具体的な施策を示すこと。

3　国民主権に基づく地方自治、地方税財源の充実・強化

① 人口減少社会を踏まえた国・地方の役割分担の見直しなどによる地方分権改革の推進

・　国と地方の役割分担について、責任と権限の不一致を解消し、執行体制を踏まえて資源配分を行い、協力・連携して取り組む必要がある。このため、全国一律の基準で実施する事務のあり方を見直すことや、条例による法令の上書き権の設定、従うべき基準の廃止など国と地方の役割分担の見直しに向け、抜本的な地方分権を議論・検討する場（「国と地方の協議の場」の分野別の分科会など）を設置すること。

・　令和５年３月３１日に閣議決定された「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」の実効性を高め、新たな計画策定の義務付けの抑制や既に法令で義務付けられている計画についても見直しを進め、計画等の策定による地方の負担を軽減すること。

② 国の立法過程への地方の参画や合区解消等の国会改革の推進

・　地方の行財政運営に影響の大きい施策の立案に当たっては、早期に地方と協議を行うことで、国における施策の立案段階で地方の意見が確実に反映される仕組みを確保すること。

・　国会に地方分権の推進に関する常設の委員会を設けることや、議員立法においても、内閣提出法律案と同様の意見提出権のような地方の意見を反映させる仕組みを創設すること。

・　令和７年の参議院選挙に向けて、参議院の「合区問題」については、憲法改正等の抜本的な対応により「合区を確実に早期解消」すること。

③ 地方一般財源総額の確保・充実をはじめとする安定した地方税財政制度の確立

・　地方の安定的な財政運営に必要な歳出を適切に地方財政計画へ計上するとともに、各地方団体が予見可能性をもって財政運営を行えるよう、令和７年度以降においても、引き続き一定のルールの下に、必要な一般財源総額を確保し、充実すること。

・　国と地方の税収割合が６対４である一方、歳出割合は４対６と乖離がある。国と地方の税源配分を当面は５対５とすることを目標として税収割合と歳出割合の乖離を縮小し地方税を充実するとともに東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないよう、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。

・　地方交付税は、「地方の固有財源」であり、その総額を確保・充実するとともに、各地方団体が地域の実情に応じた施策を着実に実施できるよう財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。また、臨時財政対策債は、廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、引き続き縮減・抑制すること。

４　地方部と大都市部が共に輝くデジタル田園都市国家構想と地方創生の実現

① デジタル田園都市国家構想の推進に当たっての地方の意見の反映

・　デジタル田園都市国家構想の推進には、地方と国が一体となって取り組むことが欠かせない。デジタル等の未来技術を活用し、一層高度かつ効率的に推進できるよう、地方の意見をしっかり反映させること。また、地方創生 10 年の節目を迎えるが、これまで地方が進めてきた取組が無駄になることのないよう、デジタルのみにとらわれない包括的な支援についても積極的に行うこと。

・　被災地域においては、「被災地の復興なくして地方創生なし」の考え方のもと、現場主義を徹底して復興を加速させるとともに、2025 日本国際博覧会の成功に向け、政府が先頭に立ちオールジャパン体制を構築し、地域の魅力にさらに磨きをかけるといった観点から地方創生を加速させること。

・　地方財政計画における「デジタル田園都市国家構想事業費」について継続・拡充するとともに、デジタル田園都市国家構想交付金をはじめとする地方創生関連予算について安定的に確保・拡充し、地方の実情を踏まえた運用の弾力化を図ること。

・　Society5.0 時代の基幹インフラである光ファイバ、５Ｇ等について、過疎地域など条件不利地域を含め、都市と地方で一気に整備を進めるとともに、地方における光ファイバ、５Ｇ等を活用した地域の活性化や課題解決に向けたＡＩの社会実装等の取組を支援すること。

② 人材育成の核となる地方大学等への支援、地方への人の流れの創出

・　地方創生に資する魅力的な地方大学づくりの推進に加え、大学等の体制強化や産学官等の連携を深化させるための支援を充実させるとともに、ソフト・ハード一体となった教育研究環境の充実を図ること。

・　デジタル人材育成に係る特定地域内学部収容定員抑制の例外措置の実施にあたっては、地方におけるデジタル人材育成・確保のための支援を行うとともに、例外措置の要件適合大学への指導を適切に行うこと。

・　コロナ禍で生まれた地方回帰の潮流を一過性で終わらせることなく、地方への移住や二拠点居住、テレワークの更なる促進、「関係人口」の創出・拡大に取り組むこと。
　加えて、政府関係機関や研究機関・研修機関等の地方移転の推進や企業の本社等の地方への分散を図ること。

・　「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想」の具体化に当たっては、地方との情報共有を図るとともに、地域スタートアップ・エコシステムや地域支援機関との連携、地方大学との共同研究の強化など、日本全国が一体となったスタートアップ振興施策を展開すること。

・　デジタル社会の実現に向けては、「生成ＡＩ技術」等のデジタル技術を活用して、地域の課題解決や新たな価値を生み出す人材など、専門知識を有する多種多様な人材の育成・確保が必要であることから、国において、こうした人材の育成・確保を着実に進めるとともに、地域への人材還流を促進するための取組を速やかに実施すること。

③ 地域経済を支える観光の本格的な復興

・　地域資源を活かした観光素材の発掘・磨き上げの取組や誘客プロモーションの支援などを行うとともに、地方空港・港湾における検疫、税関、出入国管理体制等の整備と充実など、早期の国際線受入を可能とすること。併せて航空需要に即した航空燃料の安定的な供給ができるよう必要

な措置を講じること。また、観光産業の高付加価値な観光地域づくり支援等に加え、人材確保やＤＸ活用等による生産性向上など構造的課題の解消に向けた対策を講ずるとともに、継続的な観光地経営を推進できるよう、ＤＭＯの機能強化に向けた取組を進めること。

④ 公共インフラの地域間格差の早期是正や高速交通ネットワークの整備など分散型国づくりの推進

・　地方創生に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正を図るとともに、日本全体の成長につながる基盤整備を含めた分散型国づくりを戦略的に進めること。その中核であるリニア中央新幹線や北陸新幹線などの整備新幹線については、一日も早い全線開業に向け必要な対応を行うとともに、高規格道路等の交通インフラのミッシングリンク解消やダブルネットワーク化、湾口部・海峡部等を連絡するプロジェクトの推進、地方空港・港湾の機能強化に加えて、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への早期格上げを図ること。
　加えて、リニア中央新幹線の開業効果を最大限に引き出すための各種プロジェクトに対する支援を行うこと。

・　地域の鉄道交通ネットワークの維持・存続に向けた支援に加え、交通機関の利便性や交通事業者の生産性の向上への支援、運転士不足の解消など人材確保への支援、ＩｏＴの活用や、ＭａａＳ等の新たな技術・サービスの全国展開への支援等を充実・強化すること。

5　自然と暮らしが調和した脱炭素社会の実現

① 気候変動対策の加速化

・　「2050 年カーボンニュートラル」に向け、国が行う全ての政策に脱炭素の視点を取り入れること。また国の GX2040 ビジョンの策定並びにエネルギー基本計画及び地球温暖化対策計画の改定の検討に当たり、新たな温室効果ガス排出量の削減目標を設定する際には、あらゆる主体がオールジャパンで取組を加速できるよう現行の目標を上回る目標を設定すること。

② 脱炭素社会の早期実現に向けた新たなエネルギー及び地域共生型再エネの導入促進等

・　水素・アンモニア等の新たなエネルギーの実用化やメタネーションによる都市ガスの脱炭素化等に向けた技術開発及び供給インフラの整備等への支援策を講じること。

・　地域脱炭素移行・再エネ推進交付金等について、ＧＸ経済移行債の活

用も含めた予算の拡充及び運用の改善を図ること。

・　再生可能エネルギーについて、ＦＩＴ・ＦＩＰ制度の適切な運用や系統接続の制約の早期解消へ向けた措置を講じるなど、引き続き導入拡大を加速させること。また、導入に当たっては、地域における合意形成が図られ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再生可能エネルギーとなるよう、実効性の高い制度を構築すること。

・　都道府県別・市町村別の温室効果ガス総排出量や再生可能エネルギー電力の需給状況等情報の統計整備を行うこと。

③ 野生鳥獣対策等の充実・強化

・　クマ類が指定管理鳥獣に追加されたことを踏まえ、指定管理鳥獣対策事業交付金や特別交付税措置を一層拡充し、被害の防止に不可欠な人材の確保・育成及び体制の維持、生息実態調査の実施、狩猟等の安全対策の強化など、鳥獣対策の充実を図ること。

・　特定外来生物について、防除の判断基準や効果的な防除方法を明確に示すとともに、地方公共団体が講じる特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のための措置等に対し、十分な財政措置を講ずること。

④ サーキュラーエコノミーの推進及びＰＦＡＳ対策の強化

・　ペットボトルの水平リサイクルや太陽光パネルのリサイクルなど再資源化事業の高度化を図り、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を加速化すること。

・　PFAS について、引き続き国内外の健康影響に関する知見を集約するとともに、水道水や公共用水域等における評価指標の取扱いを早急に検討すること。また、汚染が発見された場合における排出源特定のための調査、汚染の拡散防止策、飲用水からの除去対策等について、具体的な方法を示すこと。

6　大規模災害からの早期の復旧・復興と防災・減災対策

① 大規模災害への対応・対策の強化

・　令和６年能登半島地震などの地震や風水害等の大規模災害からの復旧・復興について、「十分な財源の確保」、「人的支援の強化」、「各産業の早期再建に向けた支援」などに取り組むとともに、今後起こりうる大規模災害に備え、対応調整権限や予算措置権も含めて、災害への備えから復旧・復興までの一連の対策を担う体制を整備し、それを指揮する専任の大臣を置くこと。

② 防災・減災、国土強靱化の強力かつ継続的・安定的推進

・　自治体の防災・減災、国土強靱化の取組を強力に推進し、緊急防災・減災事業債の延長や、国土強靱化実施中期計画の令和６年内の早期策定に加え、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」後の財源を通常予算とは別枠で確保すること。また、避難に資する防災情報の提供方法の見直しと国民への分かりやすい周知、住宅の耐震化、総合的な被災者支援制度の構築、医療救護への支援強化等を進める上で必要な財政措置を、一層充実・強化すること。

・　被災自治体の広域応援・受援体制について、国と地方の役割分担の整理や応援に対する十分な財政措置等も含めた体制を構築するとともに、原子力災害時の広域避難実施体制の整備、原子力施設の安全対策の充実・強化に取り組むこと。

③ 東日本大震災から早期の復旧復興に向けた支援体制の構築

・　東日本大震災については、原子力事故とそれに伴うあらゆる課題について、国主導で早期に解決すること。また、「第２期復興・創生期間」以降も取り組むべき被災地の課題に対する支援を継続すること。加えて、継続した風評の払拭などに取り組むこと。

・　科学的根拠に基づかないまま原発事故やＡＬＰＳ処理水の放出に伴う輸入規制を実施している諸外国・地域に対し、規制措置を撤廃するよう強く働きかけ、政府間交渉の取組状況について、継続して情報提供を行うこと。

④ 国民保護体制の強化

・　国際情勢が緊迫する中、国際社会と協調し、外交を含むあらゆる対策を講じて、我が国の安全・安心に影響を与える事態の回避を図ること。また、緊急一時避難施設の指定促進に向けた対策を強化するとともに、国民保護措置や状況に応じた具体的な避難方法への国民や地方自治体の理解が進むよう、普及啓発を強化すること。

　さらに、万一の武力攻撃事態等への対処処置について、施設の防御、安全対策及び防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行い、その結果及び対応方針を国民に明らかにすること。

・　原子力施設の警備体制の充実・強化を図るとともに、万一の武力攻撃事態等への対処処置について、原子力施設の防御、安全対策及び防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行い、その結果及び対応方針を国民に明らかにすること。

7　将来にわたって持続可能な社会保障制度の確立

① 地域の実情を踏まえた医療提供体制の構築

・　地域医療構想については地方とも丁寧な協議を行い、再編統合を前提とせず、地域の実情に即した柔軟な取扱いを行った上で、必要な支援策を講じること。また、新たな地域医療構想の検討については、中長期的な医療提供体制等の在り方を明確に示すとともに、実務を担う都道府県をはじめとする関係者の意見を反映しながら、地域で混乱等が生じないよう十分配慮して進めること。

・　地域の医療提供体制の維持・確保に重要な役割を果たす地域医療介護総合確保基金や医療提供体制推進事業費補助金等については、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたり必要な財源を十分に確保すること。

・　新興感染症の発生・まん延時に機動的に対応する医療提供体制を構築し、維持していくことができるよう、施設・設備の整備や人材の養成・確保、個人防護具等の備蓄など、医療機関や都道府県等への技術的支援及び財政支援を継続・拡充すること。

・　食材費や光熱費等の上昇により大きな影響が出ている医療機関等の経営安定化のため、診療報酬のあり方も含め引き続き戦略的かつ継続的に対処し、経営に必要な経費については国の責任と財源において全国一律の対策を講じること。

・　地域における必要な医師等を確保し、偏在を解消するため、医学部入学定員の地域枠増員や地域医療に経済的インセンティブを付与するなど実効ある施策及び財政措置を講じること。また令和６年４月から本格施行した医師の働き方改革については、地域の医療提供体制に及ぼす影響を注視し、必要に応じて対策を講じること。

・　医療ＤＸ推進のため、電子カルテシステムの導入及び更新費用の低廉化・財政支援を行うとともに、電子カルテ情報の標準化や保健・医療・介護分野のシステムとの連動性の向上を推進すること。併せて、医療機関等がサイバーセキュリティ対策を講じられるよう公的補助金の創設等必要な支援を行うとともに、安全な運用に資する取組について国主導で万全な対策を講じること。

・　マイナンバーカードの健康保険証利用については、国の責任において情報セキュリティ対策を徹底するとともに、制度の意義等について国民及び医療機関への普及・啓発を進めること。

・　国民健康保険制度については、財政基盤強化のため、国定率負担の引き上げ等、様々な財政支援を講じること。また、普通調整交付金が担う地方団体間の所得調整機能については、引き続き維持すること。あわせて、子どもの均等割保険料軽減措置の対象範囲及び軽減割合を拡充するとともに、重度心身障害者、ひとり親家庭等に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の国庫負担減額調整措置を廃止すること。さらに、国保総合システムの更改費用について、保険者等に追加的負担が生じないよう必要な財源を確保すること。

② 健康長寿社会の実現に向けた健康づくり推進

・　健康寿命の延伸に向けた取組等、国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進するとともに、地方が生活習慣病等の予防対策に係る効果的な取組を推進できるよう、十分な財政支援を行うこと。

・　地域包括ケアシステムについては、地域の実情に応じた深化・推進が図られるとともに、提供される医療・介護・保健等のサービスに地域格差が生じないよう支援を強化すること。また、認知症に対する理解促進とともに、地域で認知症の人を支える体制整備に係る支援策の充実を図ること。

③ 福祉・介護施策の更なる充実

・　福祉・介護人材の安定的な確保に向け、福祉・介護職への理解促進及びイメージアップに取り組むとともに、魅力ある職場づくりを促進すること。また、福祉・介護の現場で働く方々の確実な収入引き上げに向け適切に制度設計するとともに、国において、財源確保も含め必要な措置を講じること。あわせて、福祉・介護職員の処遇改善加算については、加算ではなく基本報酬に組み込むなど、恒久的な措置とすること。

・　原油価格や物価上昇による社会福祉施設への影響を踏まえ、必要に応じて臨時的な公的価格の改定等の財政措置を講じること。

・　生活保護制度や生活困窮者自立支援制度については、地方の意見を十分に踏まえ不断の見直しを行うとともに、財政措置の拡充等必要な措置を講じること。

　また、物価高による影響が特に大きい生活困窮者への支援については、国の責任において、実情に十分配慮した全国一律の対策を継続して講じること。

8　活力溢れる地域経済の実現に向けた経済対策の推進

① 地域経済の活性化に向けた支援

・　各地域の実情に応じた地域経済対策に取り組むことを支援するため、補正予算等による大胆かつ強力な経済対策を講じるなど、的確に対応すること。

② 賃上げ・物価高対策

・　エネルギー価格の安定に向けて、国が全国統一的な対策を行うとともに、エネルギー転換等の事業構造の転換に係る取組など、中長期的な取組に対する一層の支援を行うこと。

・　生産コストの価格転嫁が十分にできていない農林水産業者等への影響を緩和する全国一律の支援策の充実・強化を行うこと。

・　価格転嫁の円滑化等による取引適正化等を一層進めるとともに、企業の賃上げが持続的に可能となるよう環境整備の一層の推進を図ること。

③ 雇用・担い手対策及び労働の質の向上

・　今後成長が見込まれる分野及び人手が不足している分野への労働力移動に向けて、リスキリングや、働き方に対して中立的な制度の構築、セーフティネットの充実、雇用慣行の見直しを推進すること。

・　新規就業者の定着・経営発展に向けた支援策を充実・強化すること。また経営安定に寄与するセーフティネットを充実・強化すること。

・　外国人材については、在留資格「特定技能」について、対象分野に企業等の実情を反映した特定産業分野を追加するとともに、特定地域に外国人材が偏在することがないよう企業等と外国人材とのマッチングを充実させること。

④ 研究開発の取組、資金繰り・投資促進、海外展開の支援

・　デジタル技術やデータを最大限活用し、省力化や新たなサービス・付加価値の創出による生産性向上、地域の特性に応じた産業振興に資する研究開発の取組、資金繰りや投資促進、海外展開・販路開拓などへの支援を拡充すること。

・　円滑な事業承継を促すような支援策を講じるとともに、企業間の取引適正化につながる環境の整備を行うこと。

⑤ 強い農林水産業の実現による国内生産の増大と利用の拡大

・　経済連携協定に伴う農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」に基づき、万全な措置を講じること。また、いかなる国際貿易交渉にあっても、農林水産物等に対する必要な国境措置を確保するとともに、農林漁業者等に対して交渉内容

の丁寧な情報提供を行うこと。

・　農業の成長産業化に資する農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化等農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止と解消等を図ることや高収益作物の導入を促進すること。

・　輸入に大きく依存する麦、大豆、飼料作物等の水田等を有効活用した生産拡大の取組や、生産基盤の強化への支援を一層強化すること。

・　多収性に優れた品種の開発・栽培技術の確立・生産現場への導入支援による生産量増加に向けた取組や次世代型農業の実現による生産性向上に向けた取組、環境への負荷低減による将来にわたり持続可能な食料生産システム確立を一層推進すること。

・　地方が主体的に農地の確保目標の設定や管理を行えるようにし、特に農用地区域の設定や除外については、これまで進められてきた地方分権の経緯を踏まえつつ、地方公共団体の自主性・自立性に配慮すること。

・　家畜伝染病や病害虫等の国内への侵入防止のための水際対策の強化・徹底や、国内での発生防止及びまん延防止、影響を受けた事業者の経営維持・再開に対する財政支援を充実・強化すること。また、家畜伝染病について科学的根拠に基づく有効な発生予防対策の確立や、国による広域的・体系的な都道府県間連携の仕組みを構築すること。

・　食品関連事業者における国産米・米粉、国産小麦等への原材料の切替え支援の取組を一層推進すること。

・　適切な資源管理による水産資源の回復や、海洋環境の変化に対応した漁業者・水産加工事業者の魚種転換への支援、新たな増養殖技術の開発などの取組を一層推進すること。

・　林業振興や災害防止の観点から、新たな国産木材の需要創出に積極的に取り組む地方公共団体・民間事業者等に対する支援に加え、建築物の木造化・木質化を進めるための技術開発や人材育成に対する支援を充実・強化するとともに、国産木材活用の意義や魅力を広く国民に対して周知・啓発し、需要創出に努めること。

⑥ 物流改革の推進

・　物流効率化や商慣行の改善、適正運賃収受等の取組を支援するとともに、特に国内の大消費地から距離的に遠い地方における競争力の維持に向けた支援策を実施すること。

9　誰もが希望をもって活躍できる社会づくり

① 孤独・孤立対策の推進

・　孤独・孤立対策に係る施策推進や人材の確保等のため、国において必要な財政支援を行うこと。また、孤独・孤立対策に係る議論の際には、地方公共団体から意見を聴取する機会を確保すること。

② 就職氷河期世代の活躍を促進する仕組みづくり・気運醸成等と財政的支援

・　就職氷河期世代の活躍を促進する仕組みづくりや気運の醸成、非正規雇用労働者や無就業者への就職・正社員化・処遇改善・教育訓練・職場定着等の支援、ひきこもりの状態にある者や生活困窮者への支援について、国が責任を持って取り組むこと。

③ 選択的夫婦別氏制度に係る議論の活性化

・　結婚に際して、いずれか一方が必ず氏を改めなければならない現行法制度は、改氏をする側にとっては、職業や日常生活での不便・不利益、アイデンティティの喪失など、活躍を阻害する大きな要因の一つとなっているとの指摘があることから、選択的夫婦別氏制度に係る議論を加速させること。

④ 新しい働き方に必要な法や社会保障制度に関する整備の検討

・　長時間労働の是正、テレワークの推進等による労働条件の弾力化など、働き方改革を着実に実現し、子育て・介護等への支援の充実、非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善、最低賃金の引上げ及び地域間格差解消等に対する施策の充実を図るとともに、これらに係る企業の取組を支援すること。

・　個人が、フリーランスなどそれぞれ望む働き方を選択し、安心して働けるよう、社会保障制度などの環境整備のあり方を検討し、ガイドライン等について広く周知を行うこと。

⑤ 地域女性活躍推進交付金の制度継続及び十分な財源の確保

・　男性の育児休業等による子育てへの参画が当たり前となり、女性が出産・子育てを理由に離職することがないよう、事業主、雇用者双方に育児休業制度の理解を促進し、社会全体で応援していく機運醸成を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の促進と生産性向上に取り組む事業者への支援を強化すること。そのためにも、地域女性活躍推進交付金については、十分な財源を確保し、国庫負担割合を引き上げるとともに、複数年の継続事業やハード整備も交付対象とするなど柔軟で使いやすい運用とすること。また、地域の実情に合わせた独自施策の展開を継続的に可能とする「女性活躍応援基金（仮称）」を創設すること。

⑥ 差別解消に向けた対策の実施及び人権課題に係る財源の確保・充実

・　障がいを理由とする差別、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、部落差別、難病や感染症等の疾患に対する理解不足による偏見・差別等、様々な人権課題の解消に向け、国においてその責任を果たすよう、実効性のある対策を講じるとともに、地方交付税措置など、必要かつ十分な財源の確保・充実を図ること。

⑦ 拉致問題の解決に向けた断固とした対応

・　拉致問題について、拉致被害者の早期帰国に全力を尽くすとともに、拉致の疑いが排除されない特定失踪者を含む行方不明者の実態調査・事実確認を徹底して行うこと。併せて、国民の一層の世論喚起を進めていくために、拉致問題解決に向けた政府の取組の状況等について、可能な限り情報提供すること。

10　地域の誇りを守り育む

① 大阪・関西万博、国際的なスポーツイベントの成功及びその効果・レガシーを波及・継承する施策等の実施

・　我が国で開催される大阪・関西万博や国際的なスポーツ・パラスポーツイベント[注]について、国内外における機運醸成に取り組むとともに、経済振興、国際交流、スポーツ・文化振興などの効果を、日本全体に広く波及するよう配慮すること。さらに、そのレガシー（遺産）を、その先へつなげられるよう、継続的な支援に取り組むこと。

注　東京 2025 世界陸上競技選手権大会及び第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025、第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び第５回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）、ワールドマスターズゲームズ 2027 関西など

・　国民スポーツ大会の実施にあたって、都道府県・市区町村等の地方自治体の財政負担が非常に大きくなっている実情に鑑み、自治体の財政負担軽減に向けて財政負担のあり方等を検討すること。

② 地域における文化芸術の振興

・　地域における文化芸術活動の継続及び、多様な人々の文化芸術活動への参加を支援し、文化施設の機能向上につながる施設の整備・充実やＰＰＰ／ＰＦＩ手法の導入への財政支援の拡充をすること。また、地域における文化財の保存及び活用を図るため、文化財の保存整備等に係る全体予算の増額確保、文化財防災の取組支援及び無形文化財等の登録制度並びに地方登録制度への財政支援の拡充等をすること。